

香取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金について（概要）

R6.4.1

1 対象地域

市内全域（但し、次の区域を除く）

- ・下水道事業計画区域内（当分の間、整備が見込まれない地域を除く）
- ・農業集落排水処理施設の処理区域
- ・地域汚水処理施設の処理区域
- 高度窒素除去能力（放流水の総窒素濃度が10ミリグラム／リットル以下）を有する高度処理型合併処理浄化槽（以下、高度処理型という。）の補助対象地域
 - ① 環境庁の告示で指定された湖沼に生活排水が排出される地域
⇒常陸利根川・横利根川・利根川に囲まれた地域
 - ② 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備区域
⇒黒部川流域（旧小見川・山田の一部地域）
- 通常型合併処理浄化槽（以下、通常型という。）の補助対象地域
上記、高度処理型対象地域以外

2 補助対象者

自己の居住の用に供する住宅に申請年度内に設置する者

（但し、浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに設置、賃貸住宅、本市の市税滞納者は対象外）

3 事業補助金額一覧表

処理対象人員が10人以下の合併浄化槽を補助対象 R6.4.1 現在（単位：円）

区 分		性 能	補助 対象	補助限度額		
				5人槽	7人槽	10人槽
新 設		通常型	設置	332,000	414,000	548,000
		高度処理型 (注1)	設置	674,000	770,000	923,000
転 換	単独処理 浄化槽から の転換 ※1	通常型	全体	612,000	694,000	828,000
			設置	332,000	414,000	548,000
			撤去	180,000	180,000	180,000
			配管	100,000	100,000	100,000
		高度処理型 (注1)	全体	954,000	1,050,000	1,203,000
			設置	674,000	770,000	923,000
			撤去	180,000	180,000	180,000
			配管	100,000	100,000	100,000
	汲取りから の転換 ※2	通常型	全体	532,000	614,000	748,000
			設置	332,000	414,000	548,000
			撤去	100,000	100,000	100,000
			配管	100,000	100,000	100,000
高度処理型 (注1)	全体	874,000	970,000	1,123,000		
	設置	674,000	770,000	923,000		
	撤去	100,000	100,000	100,000		
	配管	100,000	100,000	100,000		

4 処理装置の設置補助

補助申請に併せ放流先がない場合、処理装置（蒸発拡散装置等）の設置にも補助金を交付。設置費用の三分の一以内で10万円を限度とする。（3の表に加算。）

（注1）高度処理型の設置の金額には、高度促進補助分（200,000円）を含む。

- ※1 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費18万円及び配管工事費10万円をそれぞれ限度額として加算します。
（既存住宅の建て替え・増築等を伴う場合は、配管工事費は対象外。）

区 分	項 目	撤去費	配管工事費
単独浄化槽からの転換	浄化槽のみ	180,000	100,000
	既設住宅建替え	180,000	×
	増築等（増築）	180,000	×
	改築（水回りのリフォーム）	180,000	100,000

- ※2 汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費10万円及び配管工事費10万円をそれぞれ限度額として加算します。
（既存住宅の建て替え・増築等を伴う場合は、撤去費及び配管工事費は対象外。）

区 分	項 目	撤去費	配管工事費
汲み取り便所から転換	浄化槽のみ	100,000	100,000
	既設住宅建替え	×	×
	増築等（増築）	×	×
	改築（水回りのリフォーム）	100,000	100,000

※浄化槽設置工事、撤去工事、配管工事等は交付決定後に実施してください。

交付申請が着工後の場合は、補助対象外となります。